

令和元年度

資産等報告書審査意見書

令和元年 9月17日

柳川市政治倫理審査会

柳川市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、柳川市政治倫理条例（平成19年柳川市条例第29号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、柳川市長から審査を求められた「資産等報告書に関する審査について（依頼）」（令和元年6月25日付け31柳総務第969号）により、令和元年7月22日及び同年8月8日に審査会を開催しました。その審査の経過と結果は、下記のとおりです。

記

1 審査の概要

(1) 資産等報告書の提出義務者

条例第9条第1項の規定により、審査会に提出された資産等報告書（「資産報告書」、「所得報告書」、「贈与報告書」、「納付状況報告書」、「関連会社等報告書」）は、議員21名、市長等3名とそれらの配偶者に係るものでした。その内訳は、次のとおりです。

① 報告義務者	24名
② 報告義務者の配偶者	21名
合計	45名

(2) 資産等報告書の審査状況等

① 第1回審査（令和元年度第1回審査会）

日時 令和元年7月22日（月）

午後1時30分から午後3時まで

会場 柳川市役所柳川庁舎4階 第4委員会室

② 第2回審査（令和元年度第2回審査会）

日時 令和元年8月8日（木）

午後1時30分から午後3時まで

会場 柳川市役所柳川庁舎4階 第4委員会室

<内容>

提出された資産等報告書の記載事項について、添付された証明書等を参考にして審査を行いました。

審査は、前回審査した資産等報告書との比較対照に重点を置き、審査作業の効率性にも配慮して行いました。

2 審査意見

条例の規定に基づき、概ね適正に報告されていると認められます。

3 審査会からの要請

(1) 資産等報告書の正確性及び透明性の確保と、適正な審査に向けた積極的な報告の観点から次のとおり要請します。

ア 所得報告書について

・所得報告書（様式第2号）では、所得区分ごとの所得金額の合計が100万円を超えた場合、基因となる事実の記載をお願いしていますが、マイナス表示の所得が100万円を超えているときにも、基因となる事実を記載してください。

・不動産について、自己が帰属権利者でない場合でも、その不動産を実質的に管理し、第三者に賃貸し不動産所得を得ているときには、所得報告書（様式第2号）に、その旨を記載してください。

イ 報告書全般について

誤記及び記載漏れがないよう、また、各証明書類との内容が整合しているかどうか、提出前に再度点検をお願いします。また、証明書類については、報告年度の証明書を添付されるよう、併せて確認をお願いします。なお、間違った情報のまま閲覧に供されないことがないよう、記載誤り等に気付いた場合には速やかに訂正等を行ってください。

(2) 次のとおり条例及び規則の見直しを求めます。

ア 資産報告書（様式第1号）（7）有価証券、特に株券について増減があった場合、購入額・売却額等が分かるよう、様式の変更について検討してください。

イ 関連会社等報告書（様式第5号）について、会社その他の法人において有するすべての地位及び肩書きを記入することとなっていますが、会社その他の法人ではない個人事業主の場合も記載するよう、条例の改正及び様式の変更について検討してください。

令和元年 9月17日

柳川市政治倫理審査会

会 長	桑 原	義 浩
副会長	富 永	諭
委 員	上 野	雅 成
委 員	石 川	真貴子
委 員	三小田	悦 子